

平成22年3月 平成30年3月(改定)

清 水 町

目 次	
-----	--

第1章 計画の目的と位置付け	1
1-1. 計画の背景と目的	1
1-2. 計画の位置付け	З
1-3. 計画の期間	З
1-4. 計画の区域	З
1-5. 計画の対象建築物	4
第2章 清水町の地震をとりまく状況	7
2-1. 地震被害想定の対象地震	7
(1) 北海道の地震被害想定の対象地震	7
(2) 十勝・釧路・根室地方で想定される地震の規模	9
(3) 想定される地震の想定震度分布	9
2-2. 想定地震による建築物被害の状況	
2-3. 清水町地域防災計画の策定	
(1) 避難道路の指定	
(2) 緊急避難場所(地震の場合)の指定	
(3) 避難所の指定	
第3章 住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標	
3-1. 住 宅	
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 住宅の耐震化の目標	
3-2. 多数の者が利用する建築物(特定建築物)	
(1) 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化の現状	
(2) 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化の目標	
第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進施策	
4-1. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた課題	
4-2. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針	
4-3. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた各主体の役割	
(1) 清水町の役割	
(2) 所有者の役割	
(3) 建築関連事業者の役割	
4-4. 住宅・建築物の耐震化を促進するための支援や環境整備	
(1) 相談窓口の設置	
(2) 所有者等への支援	
(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定	

	(4)	優先的に耐震化に着手すべき建築物	39
4	-5. 意	識啓発と知識の普及施策	40
	(1)	パンフレット等の配布	40
	(2)	セミナー・講習会等の開催支援	40
	(3)	総合的な地震対策	41
4	-6. 所	管行政庁との連携	43
	(1)	耐震改修促進法による指導等	43
	(2)	建築基準法による勧告等	43

資料編

- 資料1 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- 資料2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
- 資料3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

第1章 計画の目的と位置付け

1-1. 計画の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)」を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

その後も、平成15年9月の十勝沖地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成 17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発 しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超 える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害 をもたらしました。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が 圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生しました。このよう に、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

北海道では、平成5年釧路沖地震(M7.5)、同年北海道南西沖地震(M7.8)、平成6年 北海道東方沖地震(M7.8)、平成15年十勝沖地震(M8.0)、平成28年には内浦湾地震 (M5.3)など、大規模な地震が発生しています。

国では、こうした状況を踏まえ、「耐震改修促進法」を改正し、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や、建築物に対する指導等の強化などを位置付けています(表 1-1参照)。

これらのことから、本町においても町民の人命や財産を地震による災害から守るため、 建築物の耐震化を効率的かつ効果的に推進することを目的として、平成22年3月に「清 水町耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までの住宅・建築物の各耐震化率の目標 を定め、公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化促進に関する普及啓発及び支援制度の 整備により、早期の耐震化を目指してきました。

こうした中、計画期間が平成27年度で終了したため、これまでの計画の実施状況に関する調査・検証を行うとともに、平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法により市町村耐震改修促進計画の速やかな改訂が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから改訂を行いました。

年月日	主な内容	年月日	地震名・震度等
H7.10.27	耐震改修促進法公布(平成7年12月25日施行) ・特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の実施責務規定	H7. 1.17 H16.10.23	兵庫県南部地震 (M7.3、震度7) 新潟県中越地震
H17. 2.25	住宅・建築物の地震防災推進会議の設置	H17, 3,20	和為県中越地震 (M6.8、震度7) 福岡県西方沖地震
H17. 3.30	中央防災会議「地震防災戦略」の決定 ・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を 半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の 75%から90%とすることが必要	1117. 3.20	(M7.0、震度6弱)
H17.6.10	住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から 90%とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 等	H17. 8.16	宮城県沖の地震 (M7.2、震度6弱)
H17.9.27	中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な 緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物の耐震化の促進 等		
H17.10.28	特別国会において改正耐震改修促進法の成立		
H17.11.7	改正耐震改修促進法の公布		
H18. 1.25	関係政省令、国の基本方針等の公布		
H18. 1.26	改正耐震改修促進法の施行		
H18.12	北海道耐震改修促進計画の策定	H19, 3,25	石川県能登半島地震 (M6.9、震度6強)
		H19. 7.16	新潟県中越沖地震 (M6.8、震度6強)
		H20. 6.14	(MO.O、 震反0弦)岩手・宮城内陸地震(M6.9、震度6強)
H25.11.25	改正耐震改修促進法の施行	H23. 3.11	東北地方太平洋沖地震 (M9.0、震度7)
H28, 3,25	国の改正基本方針の公布	H28, 4,14	熊本地震
H28. 5.31	改正北海道耐震改修促進計画の策定	1120. 4.14	照本地展 (M6.5、震度7)

表 1-1 耐震改修促進法の改定に向けた働きと近年の地震災害

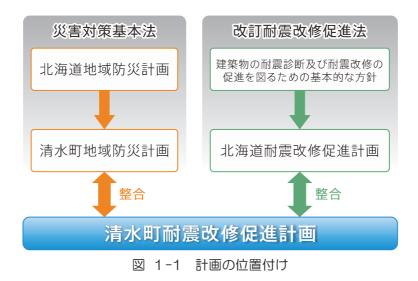
<資料> 総務省、国土交通省

1-2. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条及び国の基本方針並びに「北海道耐震改修促進計画」 との整合を図り策定します。

また、本計画は、災害対策基本法に基づき町が策定している「清水町地域防災計画」と 整合を図り策定します。

計画の位置付けを、図 1-1 に示します。



1-3.計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度(2018年)から平成34年度(2022年)までの5 年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより本計画の見直しが必要となった場合には、適宜見 直すこととします。

1-4. 計画の区域

本計画が対象とする区域は、清水町全域とします。

1-5.計画の対象建築物

国の基本方針では、建築物のうち「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」の耐震化率について、平成32年(2020年)までに耐震化率を95%とすることを目標としています。

さらに、「多数の者が利用する建築物」のうち公共建築物については、災害対策本部や避 難収容施設など、災害時の応急活動の施設として利用されることから、強力に耐震化の促 進に取り組むべきとしています。

これを考慮し、本計画が対象とする建築物は、公共建築物及び民間建築物の「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」とし、特に、建築基準法の新耐震設計基準の施行(昭和56年6月1日)より前に建築確認(着工)された建築物の耐震化を促進します。

本計画の対象建築物を表 1-2 に、特定建築物の要件を表 1-3、図 1-2 に示します。

5	対象建築物区分	機能区分	項目	具体的施設	
			災害対策本語 災害対策本語 災害対策拠点		清水町役場庁舎
公共建築物	多数のものが 利用する建築物	災害対策拠点 機能等の確保	避難収容施設	【小学校】 清水小学校、御影小学校 【中学校】 清水中学校、御影中学校 【その他】 清水町体育館、文化会館・中央公民館、 図書館・郷土史料館	
		災害時におけ る被害の軽減	その他特定建築物	清水町保健福祉センター	
	住宅			公営住宅・町有住宅 (専用住宅、併用住宅、長屋建住宅、共同住宅)	
		災害対策拠点 機能等の確保	医療・救護拠点	_	
民 間	多数のものが		特定建築物一号	多数利用建築物	
建 築	利用する建築物	^{梁初} 災害時におけ る被害の軽減	特定建築物二号	危険物貯蔵施設	
物			特定建築物三号	道路閉塞建築物	
	住宅			住宅(専用住宅、併用住宅、共同住宅)	

表 1-2 本計画の対象建築物

表 1-3 特定建築物一覧

	用途	多数利用建築物の規模要件			
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)			
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
体育館	(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 ㎡以上			
ボーリ	ング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、	診療所				
劇場、	睍覧場、映画館、演芸場				
集会場、	公会堂				
展示場					
卸売市	夏勿	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
百貨店、	マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、	旅館				
賃貸住?	宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所					
老人木·	ーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上			
老人福	ユセンター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、	幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ 500 ㎡以上			
博物館、	美術館、図書館				
遊技場					
公衆浴	夏勿				
飲食店、	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、	質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	 階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
工場(1	こ 険物の 貯蔵場又は 処理場の 用途に 供する 建築物を 除く。)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの				
自動車	車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、	税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	<u>] </u>			
危険物の	の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は 処理するすべての建築物			

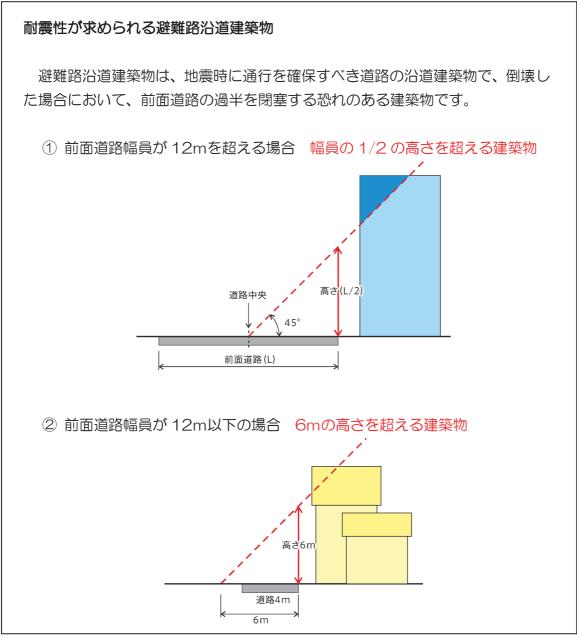


図 1-2 避難路沿道建築物の要件

第2章 清水町の地震をとりまく状況

2-1. 地震被害想定の対象地震

(1) 北海道の地震被害想定の対象地震

北海道で想定される地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ潜り込むプレート境界付近 やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する海溝型地震と、その結果圧縮 された陸域で発生する内陸型地震に大きく分けられます。

想定地震の見直しに当たっては、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸型活断層に関する最新の研究成果等の検討により、北海道に影響を及ぼす可能性のある 30 地震が想定されています。

これらの想定地震を対象に地域目標を検討するための地震被害想定を行うには、断層モデルの設定が可能(地震動を計算する緒元が明らかであること)な地震を選定する必要があり、このため、北海道では、平成23年6月に31地震193断層モデルが設定されています¹⁾(図 2-1)。

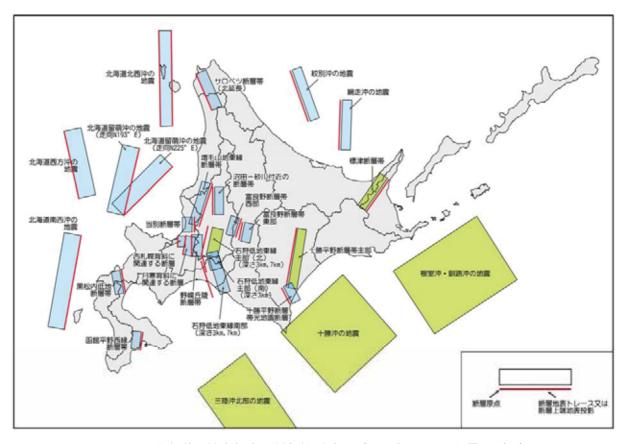


図 2-1 北海道の被害想定の対象検討地震(31 地震 193 断層モデル)

[[]参考文献] 1) 北海道防災会議地震火山対策部会地震專門委員会:平成 27 年度地震被害想定調査結果報告書

次に 31 地震 193 断層モデルから、地域目標を検討するための詳細な被害想定を実施 していく想定地震が、地震動被害の概略計算を基に選定されています。

選定の考え方は、①中央防災会議・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調 査会の想定地震(根室沖・釧路沖の地震、十勝沖の地震、三陸沖北部の地震)の採用、② クラスター分析を用いた被害分布の似通った断層モデルをグループ化することによる絞り 込み、③AHP(階層分析法)を用いた地域(総合振興局、振興局)毎に防災対策のための 優先度の高い地震の抽出、の3つであり、これらから、北海道の被害想定の詳細計算のた めの対象地震を24 地震52 断層モデルが選定されています(表 2-1)。

対象地	震	刘象地震		
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル	
標津断層帯	30_1	十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5	
富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	増毛山地東縁断層帯	45_1、45_2、45_3、 45_4、45_5	
沼田一砂川付近の断層帯	30_3、30_4、45_1、 45_2、45_3、45_4	当別断層帯	30_2、30_5	
石狩低地東縁断層帯主部(北) (深さ7km)	30_1、30_5、45_1	石狩低地東縁断層帯主部(北) (深さ3km)	30_2、45_2、45_3、 45_5、	
石狩低地東縁断層帯主部(南) (深さ3km)	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部 (深さ7km)	30_5	
石狩低地東縁断層帯南部 (深さ3km)	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5	
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯(北延長)	30_2、30_3、30_5	
西札幌背斜に関連する断層	—	月寒背斜に関連する断層	—	
野幌丘陵断層帯	45_1	根室沖・釧路沖の地震	—	
+勝沖の地震	_	三陸沖北部	_	
北海道北西沖の地震	No.2、No.5	北海道南西沖の地震	No.2	
北海道留萌沖の地震 (走向N193°E)	No.1	北海道留萌沖の地震 (走向N225°E)	No.2	

表 2-1 北海道の被害想定の詳細計算のための対象地震(24 地震 52 断層モデル)

(2) +勝・釧路・根室地方で想定される地震の規模

+勝・釧路・根室地方における被害想定の対象地震は、全道の対象地震(24 地震 52 断層モデル)から建物被害発生の恐れのある地震として、概算計算において住家の全壊被 害棟数が0ではない6 地震8 断層モデルが選定されています。これに加えて各振興局で 最大の住家被害を発生させる地震として、被害想定の対象検討地震(31 地震 193 断層モ デル)から3 地震が選定されています。

重複を除くと、6 地震 9 断層モデルが十勝・釧路・根室地方の被害想定の対象地震となります。(図 2-1 緑色箇所、表 2-2)。

+勝で最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は、「+勝平野断層帯主部(モデル 45_5)」の地震と想定されています。

また、本町で最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は、「十勝平野断層帯主部(モ デル30_3)」の地震と想定されています(表 2-2)。

		選定理由			
地震名	断層モデル	被害想定対象地震の うち、H24対象地域に 住家全壊被害あり	概算計算において 管内最大の住家被害		
標津断層帯	45_5		〇(根室で最大)		
	30_1	0			
	45_2	0			
十勝平野断層帯主部	45_5	0	〇(十勝で最大)		
	30_3	0	清水町で最大		
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ7km)	30_1	0			
根室沖・釧路沖の地震	—	0			
十勝沖の地震	_	0	〇(釧路で最大)		
三陸沖北部の地震	_	0			

表 2-2 +勝・釧路・根室地方の被害想定の対象地震(6 地震9 断層モデル)

(3) 想定される地震の想定震度分布

本町で建物被害発生の恐れのある、6 地震 9 断層モデルの想定震度分布 ²を図 2-2~ 図 2-10 に示します。

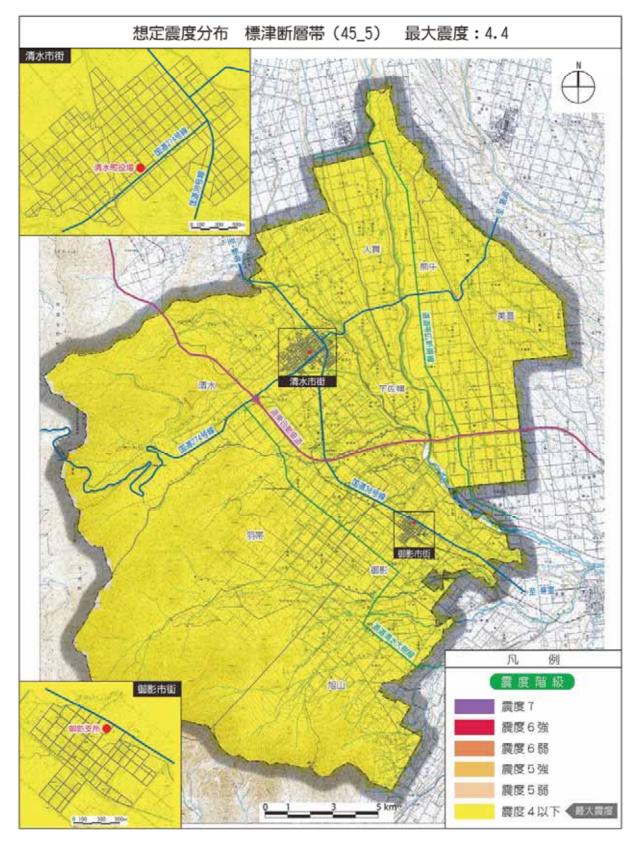


図 2-2 想定震度分布 標津断層帯(モデル 45_5) 最大震度:4.4

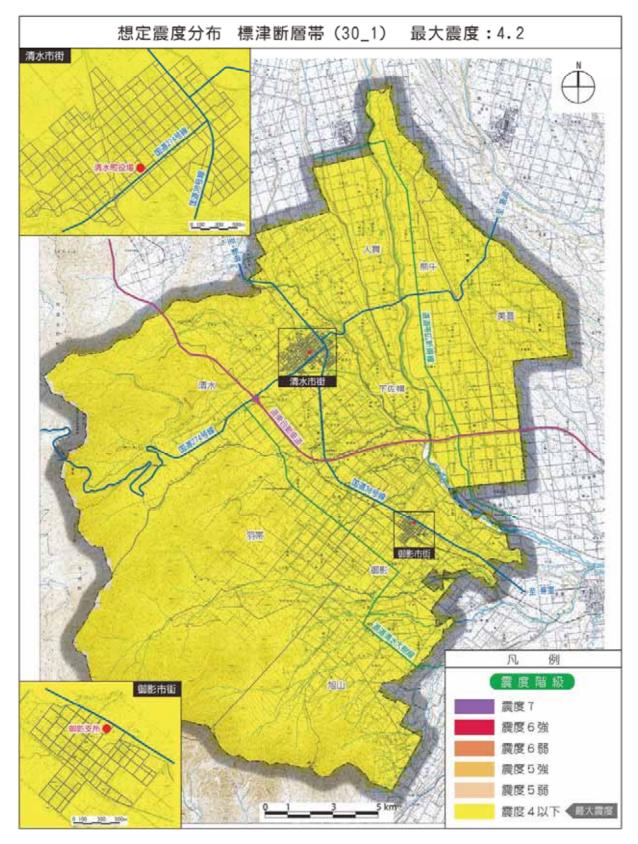


図 2-3 想定震度分布 標津断層帯(モデル 30_1) 最大震度:4.2

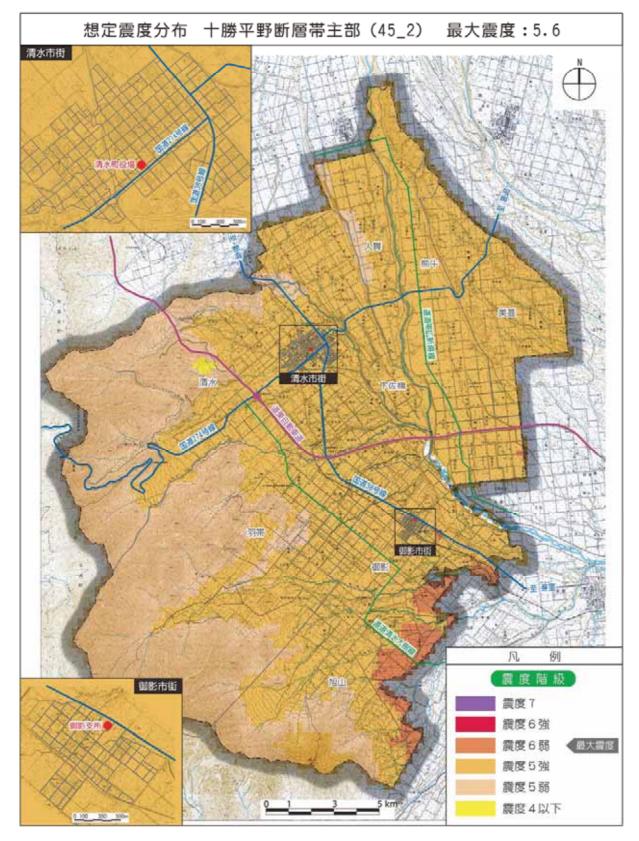


図 2-4 想定震度分布 +勝平野断層帯主部(モデル 45_2) 最大震度:5.6

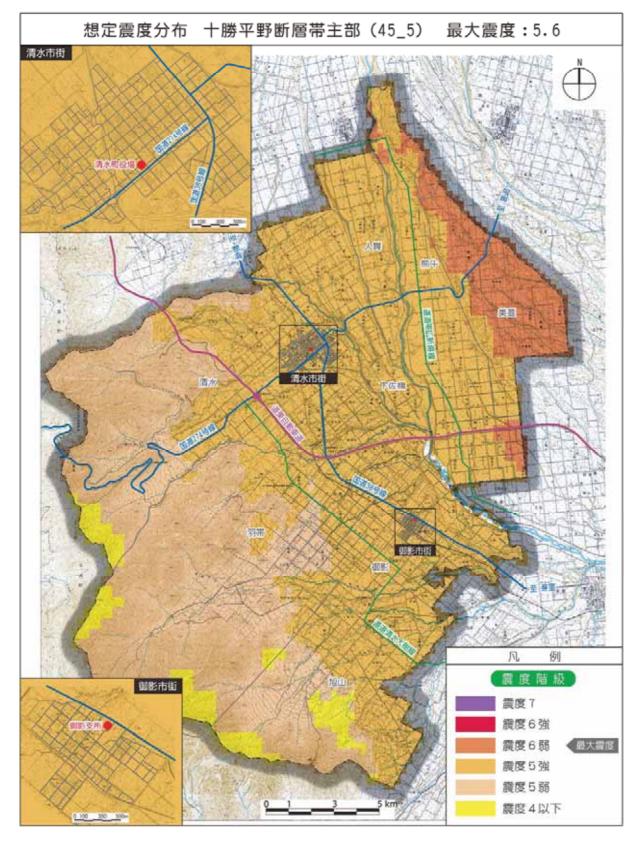


図 2-5 想定震度分布 +勝平野断層帯主部(モデル 45_5) 最大震度:5.6

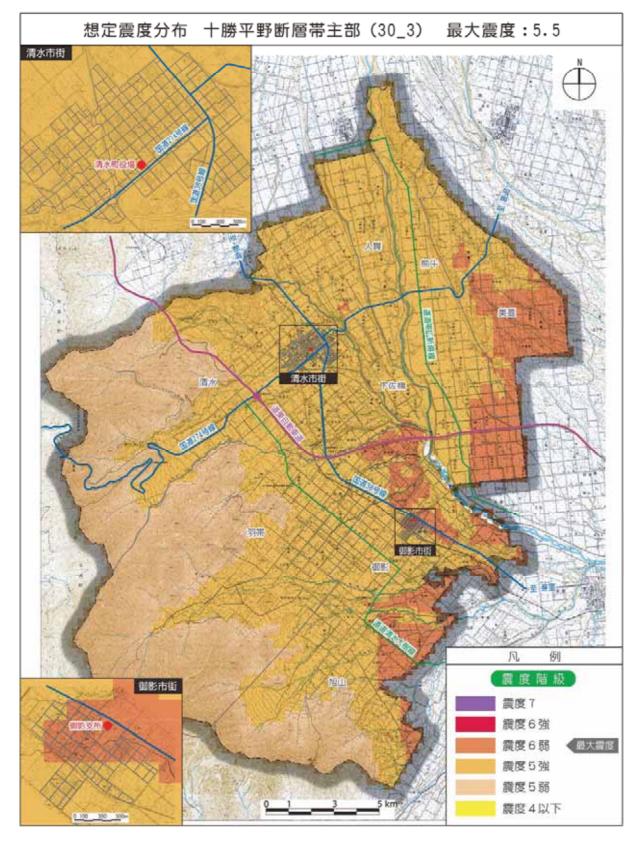


図 2-6 想定震度分布 +勝平野断層帯主部(モデル 30_3) 最大震度:5.5

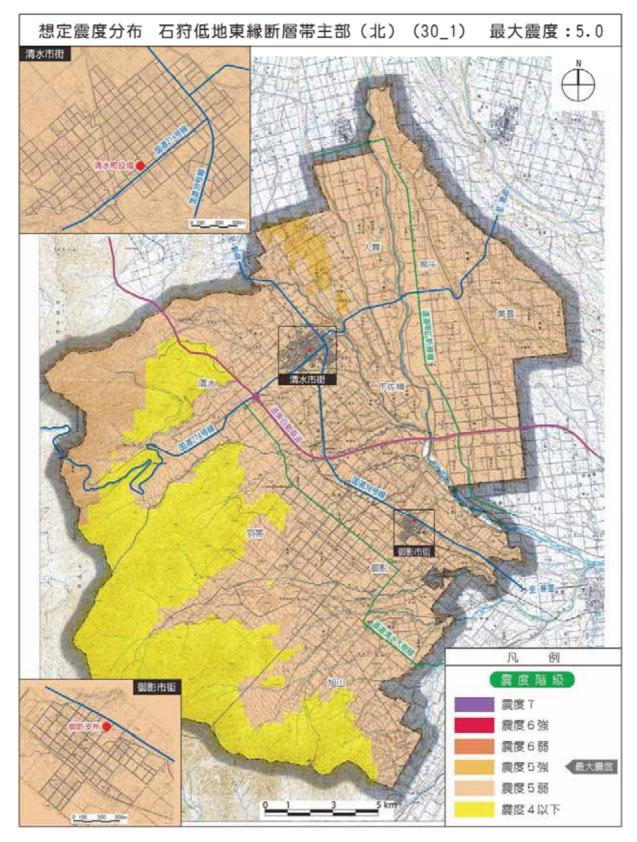


図 2-7 想定震度分布 石狩低地東縁断層帯主部(北)(30_1) 最大震度:5.0

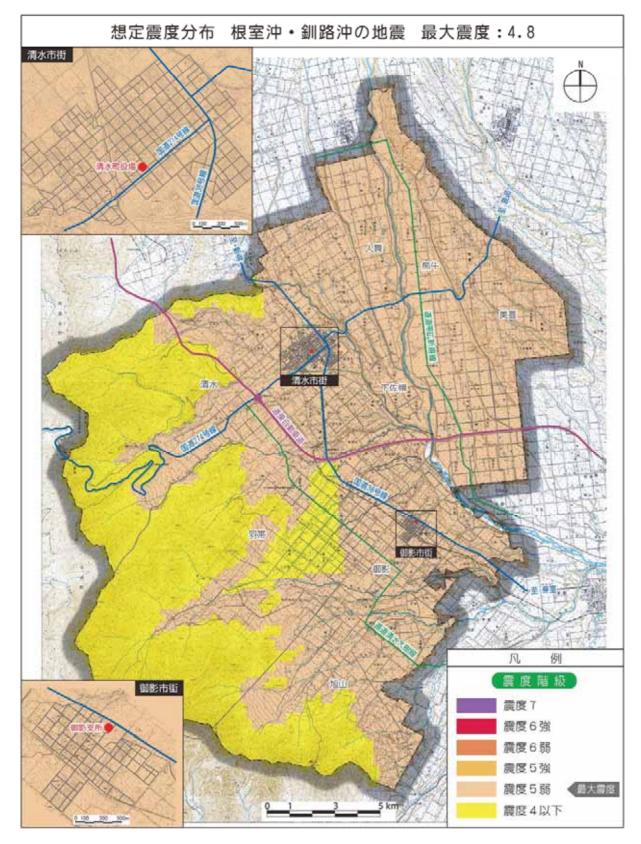


図 2-8 想定震度分布 根室沖・釧路沖の地震 最大震度:4.8

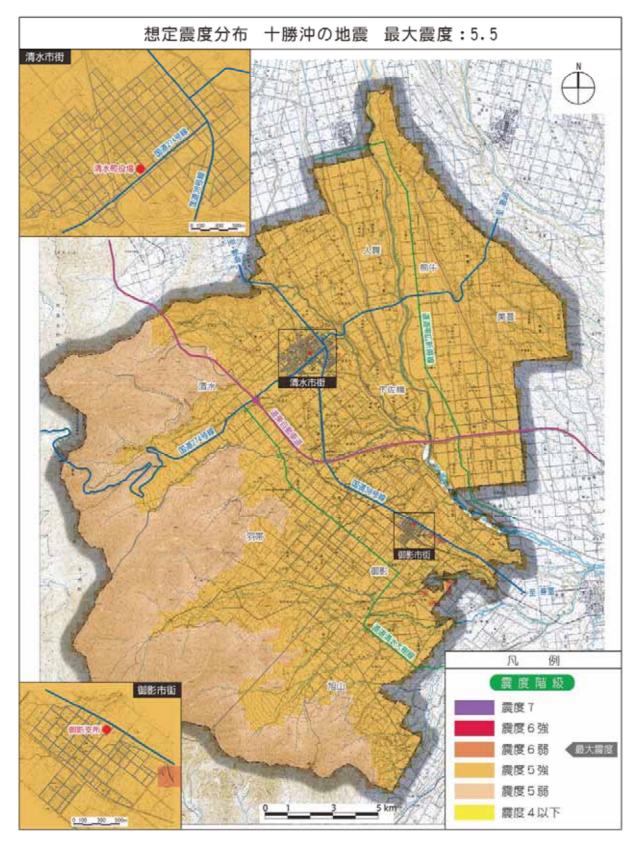


図 2-9 想定震度分布 +勝沖の地震 最大震度:5.5

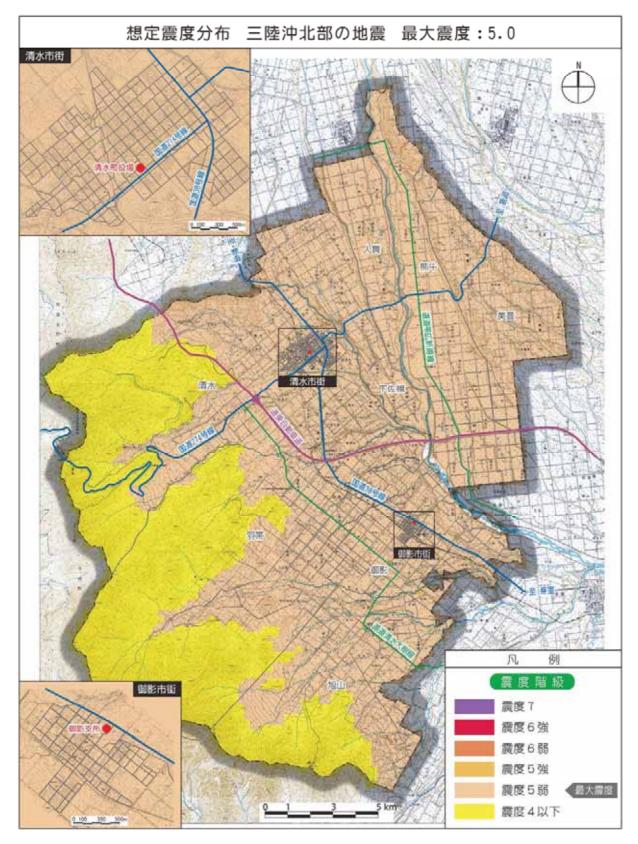


図 2-10 想定震度分布 三陸沖北部の地震 最大震度:5.0

2-2. 想定地震による建築物被害の状況

本町で最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は、「十勝平野断層帯主部(モデル 30_3)」の地震と想定されています(表 2-3)。

最大震度 5.5(6弱)、人的被害としては死者及び重傷者 1 人未満、軽傷者 2 人を、建築物被害としては全壊 1 棟未満、半壊 31 棟を、それぞれ予測しています。

また、「十勝平野断層帯主部(モデル 45_5)」の地震及び「十勝沖」の地震においても、 被害が大きいと予測されます。

		人的被害 最大			建物被害				
想定地震	取八 震度	総数	死者数	重傷 者数	軽傷 者数	総棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	採用値
標津断層帯(モデル45_5)	4.4	0	0	0	0	0	0	0	全パターン
標津断層帯(モデル30_1)	4.2	0	0	0	0	0	0	0	全パターン
+勝平野断層帯主部(モデル45_2)	5.6	0	1未満	1未満	1未満	13	1未満	13	冬の早朝、 冬の夕方
+勝平野断層帯主部(モデル45_5)	5.6	1	1未満	1未満	1	20	1未満	20	冬の早朝
+勝平野断層帯主部(モデル30_3)	5.5	2	1未満	1未満	2	31	1未満	31	冬の早朝
石狩低地東縁断層帯主部(北) (深さ7km)	5.0	0	1未満	1未満	1未満	0	1未満	1未満	夏の昼間
根室沖・釧路沖の地震	4.8	0	0	0	0	0	0	0	冬の早朝
+勝沖の地震	5.5	2	1未満	1未満	2	26	1未満	26	冬の早朝
三陸沖北部の地震	5.0	0	0	0	0	0	1未満	1未満	全パターン

表 2-3 清水町の想定地震と被害予測

2-3. 清水町地域防災計画の策定

清水町防災会議では、災害対策基本法第42条及び清水町防災会議条例第2条第1項の 規定に基づき、清水町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧な どの災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて住民の生命、 身体及び財産を災害から保護するため、「清水町地域防災計画」を策定しています。

(1) 避難道路の指定

地域防災計画では、具体の避難路は指定していません。

(2) 緊急避難場所(地震の場合)の指定

本町では、災害の危険が切迫した緊急時において、住民の安全を確保するため、緊急避難場所を指定しています。

指定緊急避難場所一覧を表 2-4に、指定緊急避難場所位置図を図 2-11に示します。

(3) 避難所の指定

本町では、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、避難所を指定しています。 指定避難所一覧を表 2-5 に、指定避難所位置図を図 2-12 に示します。

表 2-4 指定緊急避難場所<災害時に緊急かつー時的に避難する場所>

(地震の場合)

			(地辰の场日)
	指定緊急避難場所 (地震の場合)	所在	電話番号
1	清水小学校グラウンド	上川郡清水町字清水第2線71番地	0156-62-2082
2	清水高校グラウンド	上川郡清水町北2条西2丁目	0156-62-2156
3	清水中学校グラウンド	上川郡清水町本通11丁目	0156-62-2617
4	北地域集会所広場	上川郡清水町北2条7丁目	0156-62-2111
(5)	東地域集会所広場	上川郡清水町南9条8丁目	0156-62-2111
6	清水中央公園	上川郡清水町南3条3丁目	0156-62-5115
\bigcirc	有明公園多目的広場	上川郡清水町南2条7丁目	0156-62-2582
8	農業研修会館広場	上川郡清水町字清水第4線59番地	0156-62-2521
9	西地域集会所広場	上川郡清水町南2条西5丁目	0156-62-2111
10	御影中学校グラウンド	上川郡清水町字御影南2線73番地	0156-63-2562
11	御影小学校グラウンド	上川郡清水町御影東2条3丁目	0156-63-3560
(12)	御影公民館広場	上川郡清水町御影東1条5丁目	0156-63-2111
(13)	御影鉄南中央公園	上川郡清水町御影東1条南2丁目	0156-63-2111
14)	旧下佐幌小学校グラウンド (さくらさくらグラウンド)	上川郡清水町字下佐幌基線98番地	0156-62-2111
(15)	旧下人舞小学校グラウンド	上川郡清水町字人舞169番地	0156-62-2111
(16)	人舞福祉館広場	上川郡清水町字人舞289番地	0156-62-5281
(17)	きたくま文化蔵グラウンド	上川郡清水町字熊牛125番地	0156-62-6888
(18)	熊牛福祉館広場	上川郡清水町字熊牛68番地	0156-62-2111
19	旧松沢小学校グラウンド (松沢の郷グラウンド)	上川郡清水町字熊牛11番地	0156-62-2111
20	美蔓福祉館広場	上川郡清水町字美蔓西23線85番地	0156-62-5556
(21)	上清水福祉館広場	上川郡清水町字清水第3線32番地	0156-62-4096
22	羽带福祉館広場	上川郡清水町字羽帯南2線97番地	0156-63-3200
23	少年自然の家広場	上川郡清水町字羽帯南10線94番地	0156-63-2139
24)	剣の郷創造館グラウンド	上川郡清水町字旭山31番地	0156-63-2568

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。

※災害の状況により最寄の避難場所が危険な場合は、近隣の避難場所を利用することとします。

	指定避難所	所在	電話番号			
1	清水小学校	上川郡清水町字清水第2線71番地	0156-62-2082			
2	清水高校	上川郡清水町北2条西2丁目	0156-62-2156			
3	清水中学校	上川郡清水町本通11丁目	0156-62-2617			
4	文化センター	上川郡清水町南3条3丁目	0156-62-5115			
(5)	老人福祉センター	上川郡清水町南2条7丁目	0156-62-2582			
6	農業研修会館	上川郡清水町字清水第4線59番地	0156-62-2521			
\bigcirc	御影中学校	上川郡清水町字御影南2線73番地	0156-63-2562			
8	御影小学校	上川郡清水町御影東2条3丁目	0156-63-3560			
9	御影公民館	上川郡清水町御影東1条5丁目	0156-63-2111			
10	旧下佐幌小学校 (さくらさくら)	上川郡清水町字下佐幌基線98番地	0156-62-2111			
(11)	旧下人舞小学校	上川郡清水町字人舞169番地	0156-62-2111			
(12)	人舞福祉館	上川郡清水町字人舞289番地	0156-62-5281			
(13)	きたくま文化蔵	上川郡清水町字熊牛125番地	0156-62-6888			
(14)	熊牛福祉館	上川郡清水町字熊牛68番地	0156-62-2111			
15	旧松沢小学校 (松沢の郷)	上川郡清水町字熊牛11番地	0156-62-5683			
(16)	美蔓福祉館	上川郡清水町字美蔓西23線85	0156-62-5556			
17	上清水福祉館	上川郡清水町字清水第3線32	0156-62-4096			
(18)	羽帯福祉館	上川郡清水町字羽帯南2線97	0156-63-3200			
(19)	少年自然の家	上川郡清水町字羽帯南10線94	0156-63-2139			
20	剣の郷創造館	上川郡清水町字旭山31番地	0156-63-2568			

表 2-5 指定避難所

※電話番号は、施設の番号若しくは管理者の番号です。 ※災害の状況により最寄の避難所が危険な場合は、近隣の避難所を利用することとします。

(地震の場合)

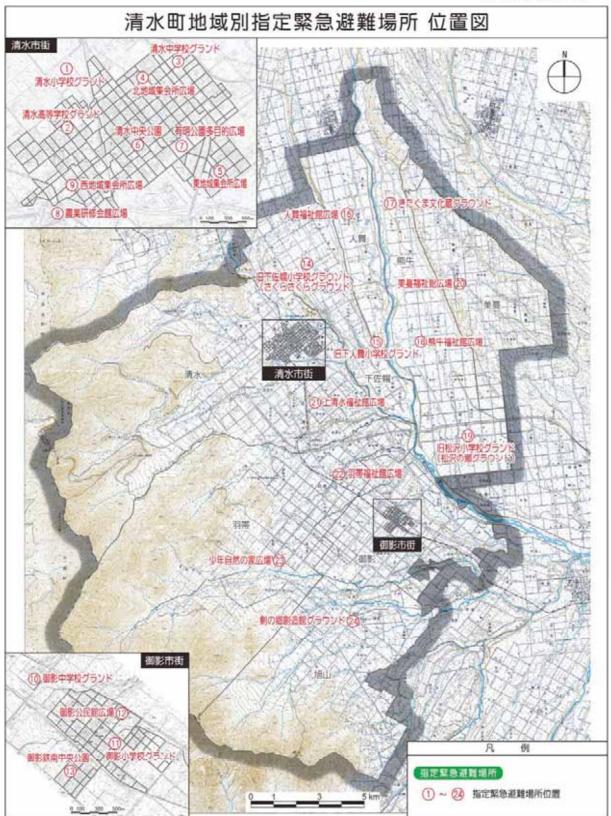


図 2-11 指定緊急避難場所位置図

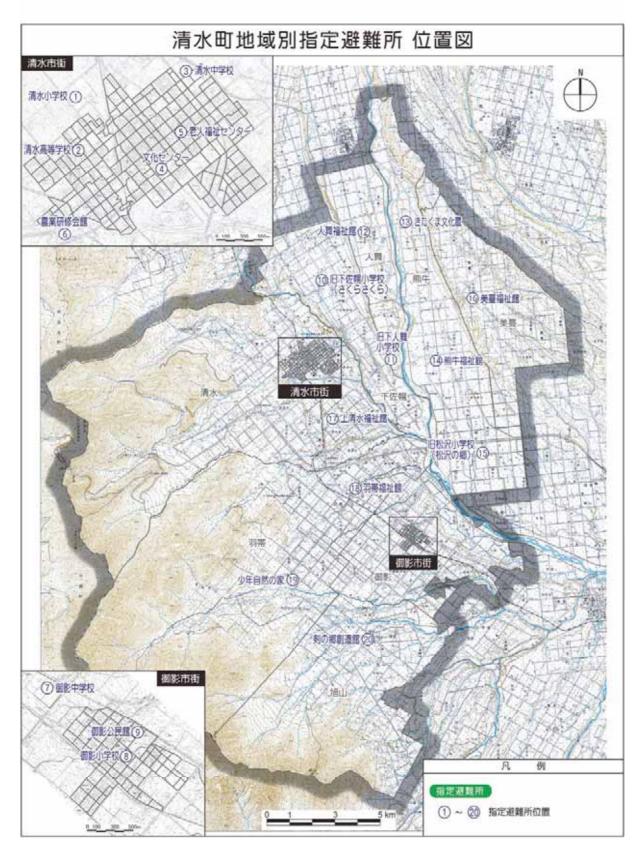


図 2-12 指定避難所位置図

第3章 住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標

3-1.住 宅

(1) 住宅の耐震化の現状

本町の住宅は、民間住宅 4,907 戸、公営住宅 578 戸、町有住宅(教職員住宅等) 98 戸、計 5,583 戸(いずれも共同住宅を含む)ありました。

住宅のうち耐震性があると推測される住宅の戸数は、民間住宅で 3,631 戸(S56 以前 802 戸、S57 以降 2,829 戸)、公営住宅では 578 戸(S56 以前 344 戸、S57 以降 234 戸)、町有住宅は 90 戸(S56 以前 16 戸、S57 以降 74 戸)、計 4,299 戸となっ ており、耐震化率は 77.0%です。

住宅の耐震化の現状を表 3-1 に示します。

			戸 数								
		民間住宅	公営住宅	町有住宅	計	備考					
	耐震性無	1,276	0	8	1,284						
S56年	耐震改修済	0	0	0	0						
以前	耐震性有	802	344	16	1,162						
	小計	2,078	344	24	2,446						
S5	7年以降	2,829	234	74	3,137						
合 計		4,907	578	98	5,583						
而打	震性有	3,631	578	90	4,299	耐震化率 77.0%					

表 3-1 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状内訳(表 3-2)を見ると、民間木造の専用住宅・併用住宅が3,797 戸あり、住宅の大部分を占めています。そのうち、新耐震基準に適合しない昭和56年以前に建築された民間木造の専用住宅・併用住宅は1,828 戸ありました。

北海道の参考値に基づき耐震性のある住宅の戸数を推計したところ、民間木造の専用住 宅・併用住宅で耐震性が無い住宅戸数は 1,133 戸ありました。これは、耐震性が無い住 宅戸数全体(1,276 戸)の約9割を占め、住宅の耐震化率に大きな影響を与えている部分 であると言えます。

表 3-2 住宅の耐震化の現状内訳

	+# \/	冲的左	FE 미니	— *					
区 分	構造	建築年	種別	戸 数	耐震性が ある	耐震性が 不十分	備考		
	木造	S56以前	専用住宅 併用住宅	1,828	695	1,133			
			共同住宅	11	10	1			
		S57以降	専用住宅 併用住宅	1,969	1,969	0			
			共同住宅	518	518	0			
民間住宅		S56以前	専用住宅 併用住宅	229	88	141			
	非木造		共同住宅	10	9	1			
	9F/NE	S57以降	専用住宅 併用住宅	220	220	0			
			共同住宅	122	122	0			
		小計		4,907	3,631	1,276	民間住宅の耐震化率74%		
		S56以前	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	Ο	0	0			
	+ \#		共同住宅	0	0	0			
	木造	S57以降	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	50	50	0	「公共住宅耐震診断・改修マ		
			共同住宅	24	24	0	ニュアル」(H8、公共住宅建		
公営住宅	非木造	S56以前	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	328	328	0	設事業者等連絡協議会)により 耐震性を確認済み		
			共同住宅	16	16	0			
		S57以降	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	8	8	0			
			共同住宅	152	152	0			
		小計		578	578	0	公営住宅の耐震化率100%		
		S56以前	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	12	5	7			
	木造		共同住宅	0	0	0			
		S57以降	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	74	74	0			
			共同住宅	0	0	0			
町有住宅		S56以前	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	0	0	0			
	非木造		共同住宅	12	11	1			
	7F112	S57以降	専用住宅 併用住宅 長屋建住宅	0	0	0			
			共同住宅	0	0	0			
		小計		98	90	8	町有住宅の耐震化率91.8%		
	合	計		5,583	4,299	1,284	耐震化率77%		

※民間住宅:平成28年末時点、固定資産台帳より

※公営住宅、町有住宅:平成29年9月時点、町有資産台帳より

※S56以前の住宅の耐震性有割合は、前計画策定時の推計値にて算出

(2) 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化は、国の基本方針および北海道耐震改修促進計画に基づき、耐震化率95% を目標として、耐震化の必要性・重要性についての周知・普及や、道と連携した耐震化の 取組みを重点的に行うことで、耐震診断及び耐震化の促進を図ることとします。住宅の耐 震化率の目標値を表 3-3 に示します。

	国	北海道	清水町
平成27年 (2015年)	90%	90%	90%
平成32年 (2020年)	95%	95%	-
平成34年 (2022年)	-	-	95%

表 3-3 住宅の耐震化率の目標値

平成 34 年(2022 年) 末の住宅戸数の推計によると、全住宅戸数は 5,583 戸から 5,867戸に増加します。一方で、昭和56年以前築の住宅は、建て替えや除却のため2,446 戸から 2,389 戸に減少すると考えられます。耐震性がある住宅の割合が一定で推移した 場合、住宅の耐震化率を95%以上にするためには、949 戸以上の耐震改修が必要とされ ます。

住宅戸数の推移と耐震改修が必要な戸数を表 3-4、図 3-1 に示します。

	平成22年 (2010年) - 計画策定時 -			平成29年度 (2017年) - 見直し -				平成34年度 (2022年) - 目 標 -	(計算式)	
	耐震性が不十分	1,423		(a) 耐震性が不十分	1,284			(a')耐震性が不十分	293	(g')× 5% %1
S56 以前	耐震改修済	0	S56 以前	(b) 耐震改修済	0		S56 以前	(b')耐震改修が 必要	949	(d')-{(a')+(c')} (耐震化を図る戸数)
	耐震性がある	1,362		(c) 耐震性がある	1,162			(c)耐震性がある	1,147	(d')×48% %2
	小計	2,785		(d)小計	2,446		(d') 小計		2,389	(d)-(i') ※3
	S57以降		(e)S57以降	3,137		057	(e')残留分	3,137	(e)×100%
							S57 以降	(h')新築·建替 増加分	341	※ 4
	小計	2,621		(f) 小計			(f') 小吉十		3,478	
							(i')解体	「による減失	57	年間減失数11.4戸 ×5年
	またがオーム	1,423	م. +•	またがエーム	1,284		耐	震性が不十分	293	
100	震性が不十分	1,423	100	震性が不十分	1,284		耐調	震改修が必要	949	
而	対震性がある	3,983	而	討震性がある	4,299		而	震性がある	4,625	(C') + (f')
合計		5,406	(g)合言	+	5,583		(g')合計		5,867	(g)+{(h')-(j')} %5

表 3-4 住宅戸数の推移と耐震改修が必要な戸数

※1 耐震化の目標値95%の残

※3 解体は全てS56以前とする

※2 H29における割合 (c)/(d)

※4 町のH24~H28新築数からのH29~H33の推計

※5 新築増加分から解体減失分を引いた増減分

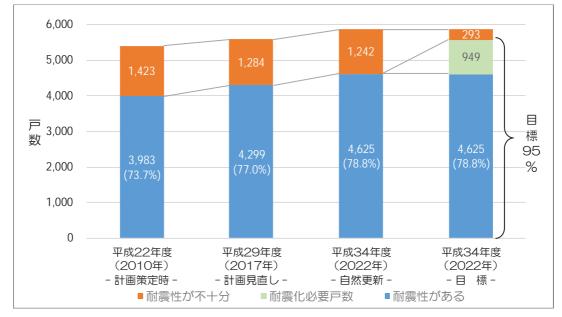


図 3-1 住宅戸数の推移と耐震改修が必要な戸数

3-2. 多数の者が利用する建築物(特定建築物)

(1) 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化の現状

本町の多数の者が利用する建築物は、公共建築物11棟、民間建築物16棟、計27棟 あります。多数の者が利用する建築物のうち、耐震改修済み及び耐震性を有する建築物の 棟数は、公共建築物で9棟(改修済み5棟、S57以降築4棟)、民間建築物では11棟 (S57以降築11棟)、計20棟であり、耐震化率は74.1%です。

多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化の現状を表 3-5 に示します。また、 多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物および民間建築物それぞれの現状を、表 3-6~表 3-8 に示します。

			棟数		供 老	
		公共建築物	公共建築物 民間建築物		備考	
	耐震性無	2	5	7		
S56前	耐震改修済	5	0	5		
以前	耐震性有	0	0	0		
	小計	7	5	12		
S	57以降	4	11	15		
合計		11	16	27		
而	討震性有	9	11	20	耐震化率 74.1%	

表 3-5 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化の現状

表 3-6 公共建築物の現状

(平成29年9月時点)

									(半成29年9月時点)
	区分	小区分		対象 棟数 a S56.6.1 以降の 建物棟数 b 耐震診断実 施棟数 c 耐震性の 有無確認率 (b+c)/a 耐震性が 確認 された棟数 d		耐震改修 実施棟数 e	耐震性有棟数 b+d+e (実数耐震化率)			
		小学校	校舎	2	1	1	100.0%	0	1	2 (100.0%)
	学		屋体	1	0	1	100.0%	0	1	1 (100.0%)
特定	校	中学校	校舎	2	0	2	100.0%	0	2	2 (100.0%)
建築			屋体	1	0	1	100.0%	0	1	1 (100.0%)
物	之	t会福祉施	設	1	1	Ο	100.0%	0	Ο	1 (100.0%)
		体育館		1	0	Ο	0.0%	0	Ο	O (0.0%)
	集会場その他		D他	3	2	1	100.0%	0	0	2 (66.7%)
	言十			11	4	6	90.9%	0	5	9 (81.8%)

表 3-7 公共建築物リスト

											(平成29	年9月時点)
X						延庆面積	竣工	新耐震	耐震 実が	診断 毎年	耐震	耐震	耐震改修
分	名称	住所	用途	構造	階	m	年度	基準	第 1 次	第 2 次	診断 実施	診断 結果	等の実施
	御影小学校	御影東2条3丁目1番地	校舎	RC	2	2,193.57	S59	適合	-	-	—	—	—
	清水小学校	字清水第2線71番地	校舎	RC	2	6,366.00	S53	不適合	H20		0	×	O H22
学校	清水小学校	字清水第2線71番地	屋体	S	2	1,200.00	S53	不適合	Hź	20	0	×	O H22
校	御影中学校	字御影南2線75番地	校舎	RC	2	2,314.42	S46	不適合	i合 H19		0	×	O H21
	清水中学校	本通11丁目2番地	校舎	RC	3	5,432.00	S54	不適合	H20		0	×	O H22
	清水中学校	本通11丁目2番地	屋体	S	2	1,940.00	S54	不適合	Hź	20	0	×	O H22
福社 社会	清水町保健福祉センター	御影南3条2丁目1番地	社会福祉 施設	RC	2	3,440.44	H10	適合	-	_	_	-	_
館 育	清水町体育館	字清水第4線57番地	体育館	S	2	2,936.00	S49	不適合					未
	清水町役場庁舎	南4条2丁目2番地	庁舎	RC	3	4,499.98	S57	適合	-	-	_	-	-
そ 集 の 会 他 場	文化会館·中央公民館	南3条3丁目1番地	集会場	RC	3	5,341.67	S55	不適合	Hź	26	0	×	予 H30
	図書館·郷土史料館	南4条1丁目	図書館	RC	3	2,054.09	H2	適合	_	_	—	-	-

表 3-8 民間建築物の現状

区分	小区分	対象 棟数 a	S56.6.1 以降の 建物棟数 b	耐震診断 実施棟数 C	耐震性の 有無確認率 (b+c)/a	耐震性が確認 された棟数 d	耐震改修 実施棟数 e	耐震性有棟数 b+d+e (実数耐震化率)
	併用・共同住宅	1	1	0	100.0%	0	0	1 (100.0%)
民間特定建	工場	1	1	0	100.0%	0	0	1 (100.0%)
築物	病院	З	1	0	33.3%	0	0	1 (33.3%)
[第1号]	社会福祉施設	1	1	0	100.0%	0	0	1 (100.0%)
	小計	6	4	0	66.7%	0	0	4 (66.7%)
	給油取扱所	8	5	0	62.5%	0	0	5 (62.5%)
民間特定建	一般取扱所	1	1	0	100.0%	0	0	1 (100.0%)
築物 [第2号]	屋内貯蔵所	1	1	0	100.0%	0	0	1 (100.0%)
	小計	10	7	0	70.0%	0	0	7 (70.0%)
it		16	11	0	68.8%	0	0	11 (68.8%)

(2) 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化は、国の基本方針および北海道耐震 改修促進計画に基づき、耐震化率 95%を目標とします。

特に、公共建築物については、災害対策拠点や避難所としての機能を有する施設が多い ため、国や道と連携した耐震化の取組みを重点的に行うことで、耐震診断及び耐震化の促 進を図ることとします。

多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化率の目標値を表 3-9 に示します。

	玉	北海道	清水町
平成27年 (2015年)	90%	90%	90%
平成32年 (2020年)	95%	95%	-
平成34年 (2022年)	-	_	95%

表 3-9 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化率の目標値

多数の者が利用する建築物(特定建築物)の推計によると、昭和 56 年以前築の建築物 は、建て替えや除却のため 12 棟から 11 棟に減少します。このため、多数の者が利用す る建築物(特定築物)の耐震化率を 95%以上にするためには、4 棟以上の耐震改修が必 要とされます。

多数の者が利用する建築物(特定建築物)の推移と耐震改修が必要な棟数を表 3-10、 図 3-2 に示します。

	平成22年 (2010年) - 計画策定時 -		平成29年度 (2017年) - 見直し -				平成34年度 (2022年) - 目 標 -		(計算式)
	耐震性が不十分	12		(a)耐震性が不十分	7		(a')耐震性が不十分	1	(g')× 5% %1
S56			S56		S56		(h')耐震改修が 必要	4	(d')-{(a')+(b')+(c')} (耐震化を図る棟数)
以前	耐震改修済	1	以前	(b)耐震改修済	5	以前	(b') 耐震改修済	6	(b) \times 100%+ α
	耐震性がある	0		(c) 耐震性がある	0		(c)耐震性がある	0	(c)×100%
	小計	13		(d) 小計			(d') 小計		(C) - (i)
	S57以降	16	(e)S57以降		15	S57	(e')残留分	15	(e)×100%
						以降	(i')建替增加分	1	(g')×5% ※2
	小計	16		(f) 小計	15	(f') 小言	+	16	
	に酸性が不十分	12	퓺	震性が不十分	7	耐	耐震性が不十分		
נשו		12	החו	展日のれてり	1	而す	震改修が必要	4	
ĥ	耐震性がある	17	而	対震性がある	20	而	耐震性がある	22	$(P_{2}) + (C_{2}) + (L_{2})$
	合計	29		(g)合計	27	(g')合	ţ†	27	(g)×100%

表 3-10 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の推移と耐震改修が必要な棟数

※1 耐震化の目標値95%の残数

※2 建替増加分は、国の推計値である「全数の5%」を採用

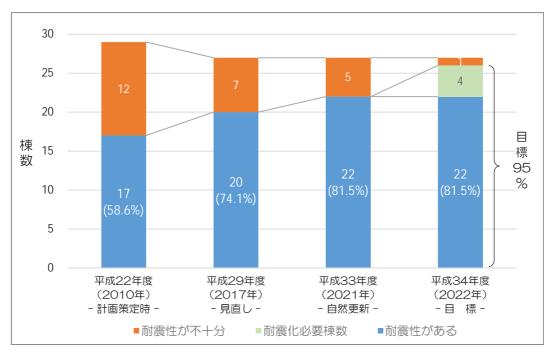


図 3-2 多数の者が利用する建築物(特定建築物)の推移と耐震改修が必要な棟数

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進施策

4-1. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた課題

住宅及び特定建築物の耐震化率を平成34年(2022年)までに95%にするためには、 「第3章 住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標」から、住宅について949戸、多数 の者が利用する建築物については4棟の耐震化を図る必要があります。

公共及び民間の住宅・建築物について耐震化を推進するためには、それを阻害する要因 を抽出・整理し、それに応じた適切な施策を講じる必要があります。

4-2. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識を持って地震防災対策に取り組めるよう、本町は、道や建築関係団体等との適切な役割分担のもと、住宅・建築物の耐震化の阻害要因となっている様々な課題を解決するとともに、耐震化を促進するための施策として、相談体制の整備や所有者の負担 軽減、普及パンフレットの作成、耐震診断・改修を担う専門家の技術向上や連携体制の構築などを進めます。

施策の展開にあたっては、次の3つを住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の基本的 な方向の柱とし、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助制度の活用を図りながら効果 的、効率的な施策を講じます(表 4-1)。

	(1)相談窓口の設置
1.住宅・建築物の耐震化を	(2)所有者等への支援
促進するための支援や環境整備	(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定
	(4)優先的に耐震化に着手すべき建築物
2.意識啓発と知識の普及施策	(1)パンフレット等の配布
	(2) セミナー・講習会等の開催支援
	(3)総合的な地震対策
3.所管行政庁との連携	(1) 耐震改修促進法による指導等
	(2)建築基準法による勧告等

表 4-1 清水町の耐震化促進施策の体系

4-3. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた各主体の役割

本町における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、住宅や建築物の 所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠です。

このことから、耐震化の促進に向けて地方公共団体の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

(1) 清水町の役割

住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の重要な責務です。本町は、所有者 として自ら管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組むとともに、相談体制の整備 や適切な情報提供等安心して耐震診断・改修が行える環境整備や地震による住宅・建築物 の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。

(2)所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会の中で構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、 隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響するこ とを認識し、自らの問題だけではなく、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・ 建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとしま す。

(3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識 し、住宅・建築物の所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地 震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものと します。

4-4. 住宅・建築物の耐震化を促進するための支援や環境整備

(1)相談窓口の設置

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、耐震診 断相談窓口を設置し、以下の情報提供に努めます。

- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の紹介
- ・耐震改修の方法の紹介
- 自己による簡単な診断方法(国土交通省住宅局監修による「誰でもできるわが家の耐震診断」など)
- 金物等の補強方法
- 家具転倒防止等での安全確保の方法
- ・ 無料簡易耐震診断の実施

また、情報提供の充実として、本計画の概要版、住宅相談窓口において道が作成したー 般向けパンフレット等を配布します。また、インターネットによる住まいの総合ウェブサ イト「きた住まいるランド」の活用のほか、平成19年1月より道が実施している「耐震 診断・耐震改修の実施に関する技術者名簿登録・閲覧制度」を活用します。

建物耐震化相談窓口

清水町役場 建設課 建築係

(2) 所有者等への支援

地震が発生した場合に基大な被害が想定される住宅については、民間が所有する住宅が 大半を占めることから、民間所有者に住宅の耐震化を促進する必要があります。

住宅・建築物の耐震化は、原則として所有者が実施するものですが、所有者の耐震化に 対する意識が高まっていないことや、費用負担の大きさから、自主的な耐震化を見込むこ とは難しい状況です。

このため、本町では、北海道及び国の補助制度等を活用し、木造住宅を対象とした耐震診断及び耐震改修への補助制度の拡充を図ります。

清水町木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度の概要を表 4-2、表 4-3 に示します。

既存制度	補助限度額の増額
耐震診断補助	
木造住宅の所有者が、耐震診断を行うときは	3万円 → 5万円
費用の補助制度があります。	
(補助金の交付額)	
補助限度額:3万円(診断費が3万円未満の場合はその額)	
※1000 円未満は切捨て	
耐震改修補助	限度額
耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断され、	30万円 → 50万円
耐震改修工事を行うときは補助制度があります。	
(補助金の交付額)	
耐震改修工事費が20万円未満の場合:その費用の額	
耐震改修工事費が20万円以上、200万円以下の場合:20万円	
耐震改修工事費が200万円超える場合:耐震改修工事費の10%	
(30万円を限度額とする)	

表 4-2 清水町木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度(補助額)

+ 1 0					4 2 +++ \
表 4-3	清水町木造住宅耐震診断・	・ 耐震 改修 補助 制度	(補助の対象、	条件、	経費)

	耐震診断補助	耐震改修補助
補助 の 対象	 ○昭和56年5月31日以前に着工され た地上2階建てまでの木造戸建て住宅 又は併用住宅(延床面積の1/2以上が 居住用のものに限る) ○所有者自らが居住していること ○外壁の中心線から隣地境界又は道路境 界までの水平距離が7m以内 ○建築基準法その他関係法令に違反して ないこと ○所有者(当該建築物が共有の場合は共 有者を含む)が町税を滞納していない こと ○過去にこの補助制度の補助金交付を受 けていないこと 	耐震診断補助の要件の他、次による ○耐震診断技術者が行った耐震診断の結 果、上部構造評点が1.0未満と診断され たものを1.0以上に改修工事をすること
補助 条件	 ○耐震診断は耐震診断技術者が行い次の 要件に該当すること 1.建築士の資格を有して、登録を受け た建築士事務所に所属していること 2.耐震診断・耐震改修技術者名簿に木 造耐震改修の区分で登録していること 	 ○改修後の耐震診断は耐震診断技術者が行うこと(耐震診断と同じ要件) ○工事施工者は、次の要件に該当すること 1. 建設業法の許可を受けていること 2. 耐震診断・耐震改修技術者名簿に登録されているものが所属していること
対象 経費	〇耐震診断費用	〇過去にこの補助制度の補助金交付を受け ていないこと

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道は、地震直後に発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、災害時の拠点 となる施設を連結する道路として北海道緊急輸送道路ネットワーク計画で指定する道路 を、地震時に通行を確保すべき道路としています。

このため、本町は、北海道が指定する「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」及び「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道で、災害時における円滑な通行を阻害する建築物について、耐震化の促進を図るものとします。

また、地震時に通行を確保すべき道路に指定されない道路であっても、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞が生じる恐れのある地域は、指定道路図及び指定道路調書を作成し、現況を把握することに努めます。

地震時に通行を確保すべき道路一覧を表 4-4、図 4-1 に示します。

区分	路線の名称
特に重要な 地震時に通行を 確保すべき道路	道東自動車道
	国道274号線
	国道38号線
地震時に通行を 確保すべき道路	町道清水5丁目道路

表 4-4 地震時に通行を確保すべき道路一覧

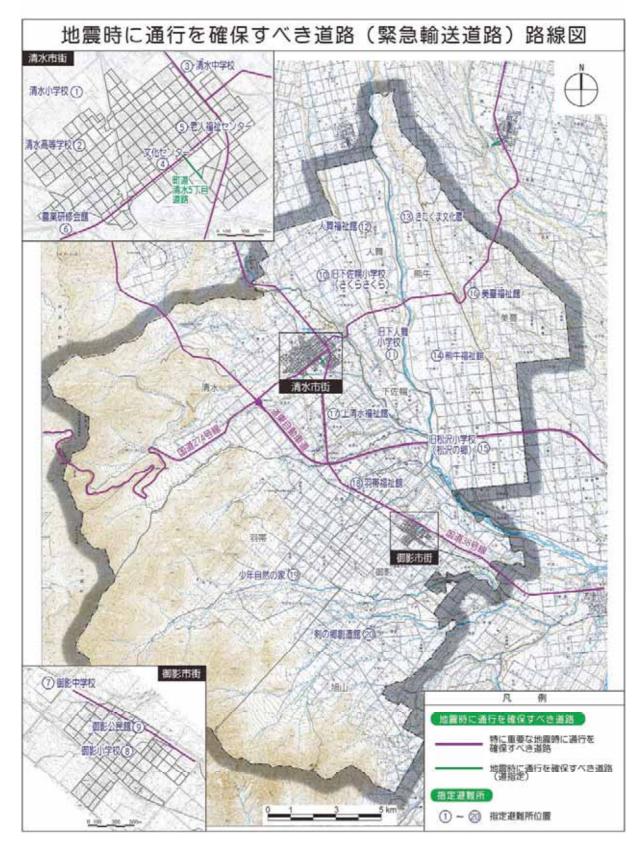


図 4-1 地震時に通行を確保すべき道路位置

(4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

1) 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害対策本部や避難収容施設など、災害時の応急活動の施設として利用 されます。また、地域住民に対し住宅・建築物の耐震化を図るためには、町が率先して耐 震化に取り組むことが必要となります。

このため、本町では、公共建築物のうち、特定建築物の耐震化を優先的に進めています。 地域防災計画に基づき防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を計画的に実施し、結果の 公表、耐震性の向上に努めることとしています(特定建築物一覧は表 3-6 を参照)。

また、特定建築物の要件に満たない建築物で、防災関係機関や、地域防災計画により避 難所として位置づけられている建築物、保育所など多数の者が利用する可能性が高い建築 物については、耐震化を推進するよう努めます。

2) 民間建築物の耐震化

民間建築物のうち特定建築物については、優先的に耐震化を進める建築物とし、民間建築物所有者に対して耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を行います。

4-5. 意識啓発と知識の普及施策

(1) パンフレット等の配布

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、耐震診 断相談窓口において本計画書の概要版を常備します。

また、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識について重要な内容や最新の情報について は、広報等を通じて、住民に広く普及していくよう努めます。

(2) セミナー・講習会等の開催支援

北海道耐震改修促進計画では、住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、セミナー・講習会等を開催することとしています。

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と あわせて耐震改修が行われるよう、所有者等に対してリフォームセミナー等の開催を通じ て普及啓発を図ります。

また、北海道や(財)日本建築防災協会などでは、木造住宅の耐震診断及び耐震補強に関 する技術者を養成する講習会を開催しています。

このため、道や建築関係団体が協力して開催される、耐震診断・改修講習会について、 町内の事業者に対して受講を促すなどして、耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及と 啓発を図るよう努めます。

(3)総合的な地震対策

これまでの建築物による地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

こうした事から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀等の倒壊防止対策、窓 ガラス・天井・外壁等の非構造部材の脱落防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め 防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

1) ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀等にあっては、防災パトロールなどを通じて、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導するよう努めます。

2) 窓ガラス・天井・外壁等の非構造部材の脱落防止対策

大規模な地震が発生した際には、住宅・建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、 建物内のつり下げ天井など、住宅・建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により人的 被害を発生させる危険性があることから、こうした被害を防止するため、以下の対策に ついて啓発を図ります。

- ・窓ガラスの飛散防止対策
- ・外壁タイル等の落下防止対策
- 天井の崩落防止対策
- ・屋外広告物の落下防止対策
- 3) 建築物の不燃化の推進

北海道と協力して、建築物の新築・増改築時においては、建築基準法及び消防法に基 づく防火対策の指導を行うとともに、既存の建築物等についても防火避難設備の改善指 導を行うよう努めます。

4) 地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策

地震時のエレベーター内の閉じ込め防止のため、地震の初期振動を感知し、最寄階に 停止させドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置についての普及啓発に努めます。 5) 家具の転倒防止対策

住宅・建築物が十分な耐震化がなされていても、家具等の転倒防止策が実施されてい ない場合は、死傷の原因になり、避難の妨げにもなることから家具の地震時における転 倒防止策やその他多様な取組について積極的に啓発を図ります。

6) 給湯設備の転倒防止対策及び配管等の設備の落下防止対策

東日本大震災により、住宅に設置されていた電気温水器が、アンカーボルトによる緊結が不十分等の原因で多数転倒したことを受け、平成24年に建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正され、電気温水器だけでなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

こうした事から、住宅・建築物における給湯設備の転倒防止対策や付属の配管等の設備の落下防止対策について啓発を図ります。

7) 敷地の安全対策

これまでの大規模地震では、地盤の液状化や敷地の崩落等による被害が発生している 事例が見られます。このため、北海道と連携して、がけの崩落の危険性のある場所への 指導や意識啓発に努めます。

4-6. 所管行政庁との連携

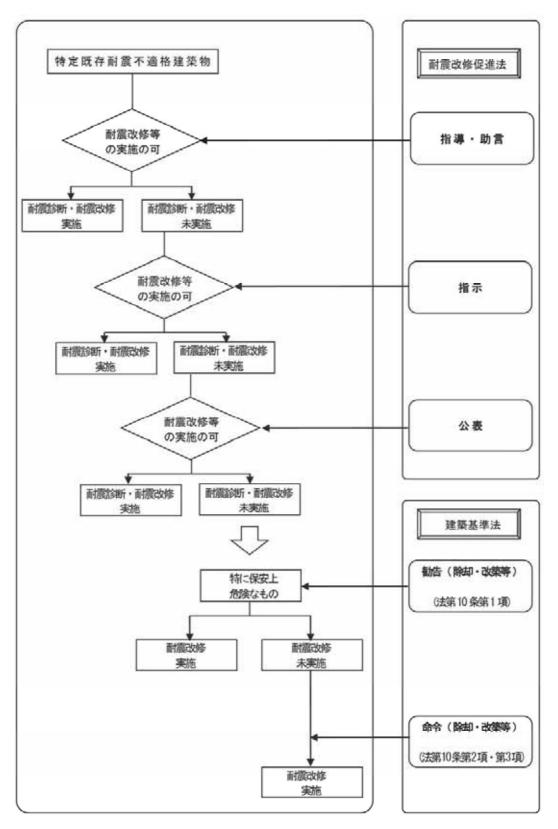
(1) 耐震改修促進法による指導等

平成25年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しないすべての住宅・建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力 義務が課されることとなりました。

このため、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、周辺への影響などを考慮し必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導・助言等の法に基づく必要な措置を行い、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進に努めていきます。

(2) 建築基準法による勧告等

建築基準法では、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等について、耐震改修促進法 に基づく措置を行ったにも関わらず、所有者等が必要な対策を取らなかった場合には、特 定行政庁である北海道が必要に応じて法に基づく勧告・命令等を行うことから、損傷、腐 食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認め られる建築物について、北海道と連携を図りながら対応していきます(図 4-2)。



(出典:北海道耐震改修促進計画)

図 4-2 建築基準法による勧告等の実施の流れ

資料編

資料1 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正:平成二六年六月四日法律第五四号

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等 (第四条一第六条)
- 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置 (第七条一第十六条)
- 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定 (第十七条一第二十一条)
- 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等 (第二十二条一第二十四条)
- 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 等(第二十五条―第二十七条)
- 第七章 建築物の耐震改修に係る特例 (第二十八条一第三十一条)
- 第八章 耐震改修支援センター (第三十二条一第四十二条)
- 第九章 罰則(第四十三条一第四十六条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講することにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安 全性を評価することをいう。
- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

- 第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する 技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報 の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものと する。
- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他 の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対 する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるもの とする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、 その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

- 第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的 な事項
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の 設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区 域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため の計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を 定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項 を定めるものとする。
- 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改 修の実施に関する目標
- 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に 掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することがで きる。
- 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事

項

- 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地 に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合するこ とが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交 通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」 という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越え る相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止す るため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不 適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地 に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難 とするおそれがあるものとして政令で定める建築物 (第十 四条第三号において「通行障害建築物」という。)であっ て既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。) について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び 耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当 該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に 関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震 不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の 報告の期限に関する事項
- 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地 に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通 行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避 難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地 が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当 該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に 関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。) 第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に 定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、 あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基 づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所 有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号 に定める事項を記載しようとするときは、当該事項につい て、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければな らない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、 遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域 内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計 画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げ

る事項を定めるものとする。

- 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- **五** その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐 震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲 げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができ る。
- 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地 に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通 行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避 難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地 が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当 該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に 関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

- 第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促 進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県 耐震改修促進計画に記載された期限
- その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県 耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既 存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載され た期限
- その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震 改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐 震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号 に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定 により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者

が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと きは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告 を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずるこ とができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国 土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなけれ ばならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

- 第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。
- (通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の 負担)
- 第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者 から申請があったときは、国土交通省令で定めるところに より、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する 費用を負担しなければならない。
- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、 同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用 を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

- 第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- (要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言 並びに指示等)
- 第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震 改修の適確な実施を確保するため必要があると認めると きは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方 針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき 事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安 全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及 び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要 な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認 計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、 必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)
- 第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建

築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることが できる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらか じめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

- 第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、 百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上 のもの
- 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物
- (特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示 等)
- 第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震 診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があ ると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に 対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築 物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言 をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物 (第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが 特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で 定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断 又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存 耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案し て、必要な指示をすることができる。
- 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不
 特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格 建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格 建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存 耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指 示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不 適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該 既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応 じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよ う努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断 及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると 認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、 技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐 震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をする ことができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

- 第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通 省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作 成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければなら ない。
- 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。
- 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確 実に遂行するため適切なものであること。
- 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と 認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、 当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の 部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく 命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることが やむを得ないと認められるものであること。
- 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物で

ある耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二 に規定す る耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物 について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様 替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、 第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこ ととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基 準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と 認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築 物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六 十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむ を得ないと認められるものであること。
- 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がない と認められるものであること。
- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通 省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生 した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の 基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- ✓ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と 認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築 物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむ を得ないと認められるものであること。
- □ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防 火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と 認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築 物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがや むを得ないと認められるものであること。
- 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防 火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第 二項の規定による通知を要するものである場合において、 計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらか じめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六 条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の 規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画につい て計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三 条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定 による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計 画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

- 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係 る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七 条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、 適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係 る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、 適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、 適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築 基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条 第二項の規定による通知を要するものである場合におい て、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第 一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付 があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、 その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

- 第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第 三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画 の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な 変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定 を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を 受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があった ときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る 建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の 状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた 計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていない と認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定 めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること ができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による 処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができ る。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- 第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物 (以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又は その利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令 で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の 認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定 を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

- 第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

- 第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の 区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三+ 七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有 者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。) の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任さ れた管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規 定による集会において指定された区分所有者)又は同法第 四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、 国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、 当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある 旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修 認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に 関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に 該当する場合における同項の規定の適用については、同 項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数に よる集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項た だし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

- 第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要 耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めな ければならない。
- (要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並び に指示等)
- 第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所 有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすること ができる。
- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐 震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定 建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必 要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改 修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指 示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度におい て、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の

区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する 安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐 震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは 要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修 認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建 築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

- 第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐 震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対す る賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内におい て、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事 業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優 良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居 者を国土交通省令で定める期間以上確保することができ ないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、 都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第三 項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を 特定入居者に賃貸することができる。
- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を 賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平 成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建 物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間 を定めたものに限る。)としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業 者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の 適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又 は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第 百二十三号)第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号)第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物(同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。)の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

- 第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震 改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改 修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内にお いて、公社は、地方住宅供給公社法 (昭和四十年法律第 百二十四号)第二十一条 に規定する業務のほか、委託に より、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において 自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設 した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存 する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び 耐震改修の業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方 住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定 する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百 二十三号)第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについて の配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及び その事業計画の範囲内において、計画認定建築物である 住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸 付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

- 第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。
- 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施する に足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を 及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を 行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼす おそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に 行うことができるものであること。

(指定の公示等)

- 第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定(以下 単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及 び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しな ければならない。
- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う 事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようと する日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出 なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、 その旨を公示しなければならない。

(業務)

- 第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計 画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修 に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金 融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をす ること。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究 を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

- 第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前 条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。) のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金 融機関その他の者に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

- 第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程(以下 「債務保証業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の 認可を受けなければならない。これを変更しようとすると きも、同様とする。
- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で 定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程

が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となった と認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきこと を命ずることができる。

(事業計画等)

- 第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定め るところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を 作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属す る事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更 しようとするときも、同様とする。
- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

- 第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
- ー 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

- 第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところによ り、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを 記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で 定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省 令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施 を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

- 第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

- 第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれ かに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認め るとき。
- **五** センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当 な行為をしたとき。
 - **六** 不正な手段により指定を受けたとき。
 - 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消した ときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

- 第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者 は、百万円以下の罰金に処する。
- 第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七 条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円 以下の罰金に処する。
- 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規 定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による 検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、 帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳 簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、 又は虚偽の答弁をした者
- 第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使 用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う 業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一 日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

- 第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不
 特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格 建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載 建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものに ついて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大 規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、 要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令 に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円 以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。
- 附則 (平成八年三月三一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
- 附則 (平成九年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
- **附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄** (施行期日)
- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十 三年一月六日から施行する。
- 附則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
- **附則 (平成一七年一一月七日法律第一二〇号) 抄** (施行期日)

(他行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

- 第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進 に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定に よってした処分、手続その他の行為であって、この法律に よる改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下 「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、こ れらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新 法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法 第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し て必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

る。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行す

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- **附則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄** (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。
- 附則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進 に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為 であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促 進に関する法律(附則第四条において「新法」という。) の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によって した処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して 必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

- 第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 附則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。 資料2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正:平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年 法律第百二十三号)第二条、第四条第一項から第三項まで 及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。
- その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、 建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第 三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審 議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜 場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同 法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定 により都知事の許可を必要とする建築物
- (都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益 上必要な建築物)
- 第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
- 二 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)第二 条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第 一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第 十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第三項に 規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二 項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道 用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三 号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流 域下水道の用に供する施設
 - 八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二 条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
 - 九 火葬場

十 汚物処理場

- +一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四 十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行 令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設
- +二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の 二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建 築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄 物のみの処理を行うものを除く。)
- +三 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)第二条 第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- +四 軌道法 (大正+年法律第七十六号)第一条第一項 に 規定する軌道の用に供する施設
- +五 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号)第三 条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の 用に供する施設
- +六 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用 に供する施設
- +七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六 号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用 に供する施設
- +八 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第 五項 に規定する港湾施設
- +九 空港法 (昭和三十一年法律第八十号) 第二条 に規 定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第 二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法 (昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

- 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震 に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年 五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。 ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕 又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に 着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又 は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下 この条において単に「検査済証の交付」という。)を受け たもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に 定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」 という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の 独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手 し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。
- 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定 を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事 以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の 工事
- 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる 範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後

の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの

- 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定 する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- (通行障害建築物の要件)
- 第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の 境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道 路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離(これ によることが不適当である場合として国土交通省令で定 める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のと きは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二 メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、 国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築 物とする。
- 十二メートル以下の場合 六メートル
- +ニメートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の ーに相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

- 第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、 要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物のの所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物のつき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち 地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計 画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告 させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その 職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記 載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現 場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当 該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材 料及び設計図書その他の関係書類を検査させることがで きる。
- (多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)
- 第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に 掲げるものとする。
- ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類 する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店 舗
- **六** ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これら に類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- + 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- +Ξ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダン スホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類す るサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- +六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

- +七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- +// 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な 建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に 掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途 に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項におい て同じ。)とする。
- 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二
 及び床面積の合計五百平方メートル
- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期 課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、 老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メ ートル
- 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼 ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規 模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築 物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床 面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める 階数及び床面積の合計とする。
- (危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建 築物の要件)
- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に 掲げるものとする。
- 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七 項に規定する危険物(石油類を除く。)
- 一 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百 六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は 同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に 掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温 度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)と する。
- 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに 定める数量
- イ 火薬 +トン
- □ 爆薬 五トン
- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
- 二 銃用雷管 五百万個
- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
- ∧ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 ニトン

- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品 の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又 は口に定める数量
- 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それ ぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規 定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- **八** 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液 体又は気体のものに限る。) ニ+トン
- + 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物(液 体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- (所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格 建築物の要件)
- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震 不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震 不適格建築物とする。
- 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- パ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- +二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダン スホールその他これらに類するもの
- +三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- +四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構 成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- +五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- +六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な 建築物
- +七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - +/ 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの

- +九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に 掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する 部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。) とする。
- 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積 の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方 メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる 建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項 第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、そ れぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計 に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合 計とする。
- (特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)
- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、 前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に 規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存 耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係 る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該 特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その 職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条 第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項 第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特 定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐 震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐 震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の 敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書 類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、 法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定 に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建 築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち 地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定 建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の 敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物が 敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書 類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築

物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入 り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認 定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その 他の関係書類を検査させることができる。

- (独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)
- 第十二条 法第二十九条 の政令で定める建築物は、独立行 政法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号)第十一 条第三項第二号 の住宅 (共同住宅又は長屋に限る。)又 は同項第四号 の施設である建築物とする。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成七年十二月二十 五日)から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模 な既存耐震不適格建築物の要件)

- 第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適 格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当す るものとする。
- 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、 同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の 倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが 大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、 又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外 壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、 当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以 下のものに限る。
- 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それ ぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計 (当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分 の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上 のものであること。
- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第 十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供 されるものに限る。ロにおいて同じ。)を除く。) 階数 三及び床面積の合計五千平方メートル
- □ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育 所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
- ゴ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
- ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
- ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床 面積の合計五千平方メートル
- **三** 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それそれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

- 第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物に ついて準用する。この場合において、同条中「法第十三 条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準 用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」 とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものと する。
- 附則 (平成八年三月三一日政令第八七号) 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成九年八月二九日政令第二七四号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する 法律の施行の日(平成九年九月一日)から施行する。

附則 (平成一一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施 行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

附則 (平成一一年一〇月一日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律 (平成十年法律第五十四号。以下「法」という。)の施行 の日(平成十二年四月一日。以下「施行日」という。)か ら施行する。

(許認可等に関する経過措置)

- 第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若 しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定に より都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その 他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。) 又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しく はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により これらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為 (以下この条において「申請等の行為」という。)で、施 行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為 に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めが あるもののほか、施行日以後における法による改正後の それぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの 政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法 律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相 当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみ なす。
- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの 政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事 その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなけれ ばならない事項で、施行日前にその手続がされていない ものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、 法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改 正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当 の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければな らない事項についてその手続がされていないものとみな して、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令に よる改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

- 第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの(次項において「特定事務」という。)に専ら従事していると認められる都の職員(以下この条において「特定都職員」という。)は、施行日において、都において正式任用されていた者にあっては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあっては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。
- 2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあっては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあっては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。
- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の 規定により難いものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。
- (罰則に関する経過措置)
- 第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附 則において従前の例によることとされる場合におけるこ の政令の施行後にした行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。
- **附則 (平成一一年一一月一〇日政令第三五二号) 抄** (施行期日)
- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。
- 附則 (平成一八年一月二五日政令第八号)

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部 を改正する法律の施行の日(平成十八年一月二十六日)か ら施行する。

附則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

- **附則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄** (施行期日)
- **第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
- 第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。
- **附則(平成二五年一〇月九日政令第二九四号) 抄** (施行期日)

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の 一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二 十五日)から施行する。
- 附則 (平成二六年一二月二四日政令第四一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
- 附則 (平成二七年一月二一日政令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の 施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年一二月一六日政令第四二一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月一七日政令第四三号) 抄 (施行期日)

http://www.

第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

資料3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 (平成18年1月26日国土交通省告示第184)

最終改正:平成28年3月25日国土交通省告示第529号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸 地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地 震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津 波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が 国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひと たび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害 が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成 17 年 9 月中央防災会議決定)において、全国的に取り 組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成 26 年 3 月中央防 災会議決定)において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の 達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平 成 27 年 3 月閣議決定)においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のた め、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震につい ては発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、 地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠 である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという 観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策 を講じ、耐震改修の実施 の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方 公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。 このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確 保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団 体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラム の策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める 措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項(法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条(法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。)第22条(規則附則第3条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断 義務付け対象建築物の所有者に対して、法 第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項 の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等 を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらな

かった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められ る建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」とい う。)第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝 撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭 和25年法律第201号)第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著 しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に 基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁 は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく 指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な 理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者 に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項 に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び 助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ 速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行う こととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、 所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐 震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震 化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の 実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体 に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提 供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、 センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び 耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工 事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震 診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、 耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、 地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する 相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修 事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、 建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、 耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、 地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落 防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備 の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合 しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿 いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成27年12月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。 国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸(約18パーセント) が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約42万棟のうち、約6万棟(約15パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸(うち耐震改修は約130万戸)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟(うち耐震改修は約3万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体 とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診 断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」と

いう。)を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 20 号。以下「改正法」という。)の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等 とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の 取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えら れる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・ 助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを 行うことが望ましい。

□ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、 建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定 めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を 促進すべき建築 物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成す ることが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の 方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるよう にするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる 施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、 福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画 や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物と して定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、 法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外 の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築 物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や 住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路そ の他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点 施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送 等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な 避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行 障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成に ついて盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改 修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び 相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等につ いて定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第 5 条第 7 項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員 会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を 行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政 庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うこ

とが望ましい。

□ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の 規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。な お、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、 早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成する ことが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方 針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるように するための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や 住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路そ の他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠 点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸 送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な 避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道 の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の 耐震化のための啓発活動や危険なブロック 塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられ る。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項(法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)又は法第 15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、 方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3頃の計画の認定、法第22条第2頃の認定、法第25条第2頃の認定について、建築物の 所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2頃の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用 が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の 利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成17年法律第120号)の施行の日(平成18年1月26日)から施行する。

- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部 又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が 同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附則 (平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成25年11月25日)から施行する。

附則(平成28年3月25日国土交通省告示第529号)

この告示は、公布の日から施行する。